

豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務委託仕様書

1. 業務委託名

豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務委託

2. 業務の目的

豊中市では、水需要の減少により料金・使用料収入の減少が予測され、今後10年のシミュレーションを実施したところ、非常に厳しい経営状況が見込まれる一方で、必要な投資を行うための支出は、今後一層の増加が見込まれるため、安定した財源の確保が必要となります。

これらの点から、「基本料金」と「従量料金」のバランスや、「資産維持費」、「逓増型料金体系」などを、受益者負担の原則に基づいた適正な料金・使用料水準及び体系のあり方について、現行の料金・使用料の分析や課題抽出、起債充当率などを検討し、課題に対する解決・解消・緩和策や方向性の実現に向けた具体的な工程等といった、適正な料金負担による資金の確保を図るために将来的に活用できる基礎資料を作成する目的に実施するものです。

3. 委託期間

契約締結日から平成31年（2019年）3月31日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打合せを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 業務内容

- (1) 料金・使用料の分析や課題抽出及び課題に対する解決・解消・緩和策の検討
- (2) 上記に係る資料作成並びに上下水道事業運営審議会及び局内会議等の補助

6. 策定に要する消耗品等の経費

受託者は本業務実施にあたり必要となる消耗品に伴う経費について準備・負担するものとする。

7. 社内体制

受託者は、本業務を効率的かつ効果的に実施するため、本業務と同種業務等の経験をもつ者を配置するものとする。また、上記5の業務内容にそれぞれ1人以上配置すること。

8. 業務実施計画書の提出

契約締結から10日以内に、作業項目と役割分担、工数、実施体制、マスタースケジュール等を取りまとめ、業務実施計画書として提出（A4判・簡易製本・正副2部）すること。

9. 成果品等

① 業務報告（中間報告）

予算及び審議会等の資料への反映を行うため、平成30年10月31日を提出期限として中間報告をまとめること。なお、中間報告は、必要に応じて紙媒体（A4判）もしくは電子媒体（CD-R又はDVD-R）で提出すること。

② 業務報告書（成果品）

検討内容をまとめた報告書は、紙媒体（A4判・正副2部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）にて提出すること。

③ 上下水道事業運営審議会及び局内会議等の資料

検討内容を反映した各資料は、必要に応じて紙媒体（A4判）もしくは電子媒体（CD-R又はDVD-R）で提出すること。

10. 成果品の帰属

報告書及び成果物等の著作権について、本業務以前から受託者が保有していた知的財産及びその他の情報等の著作権を除き、発注者が保有するものとする。

11. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）を遵守し、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

12. その他

- ・本業務の履行のために必要な資料は貸与するが、本業務完了後速やかに豊中市上下水道局に返却すること
- ・業務の進捗状況は、適宜報告を行うこと
- ・仕様書に含まれていない項目や作業で、本委託業務の目的を果たすため今年度実施が必要な作業があれば、積極的に盛り込むこととする
- ・単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない
- ・本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する